

2016年3月30日

Contents

I Lawyer's Eye

不正競争防止法改正草案(2016年2月)

中国弁護士 屠 錦寧/弁護士 濱本 浩平

II 中国法令アップデート

- ・最高人民法院による「中華人民共和國物権法」の適用の若干問題に関する解釈(一)
- ・「独占禁止案件事業者承諾ガイドライン」(意見募集稿)
- ・「水平的独占的協定案件リエンシー制度適用ガイドライン」(意見募集稿)
- ・「知的財産権の濫用に関する独占禁止法執行ガイドライン(国家工商総局第7稿)
- ・中華人民共和國不正競争防止法(改正草案審議稿)
- ・無許可証経営調査取締弁法(意見募集稿)
- ・適格国外機関投資家国内証券投資外貨管理規定
- ・インターネット出版サービス管理規定
- ・ハイテク企業認定管理弁法
- ・「国家知識産権局による「特許行政法執行操作ガイドライン(試行)」の公布に関する通知
- ・「インターネット購入商品の7日間のクーリングオフガイドライン」(意見募集稿)

III 台湾法令アップデート

- ・カルテル認定に関連する通達
- ・「相殺関税及びアンチダンピング税の課徴実施弁法」の改正
- ・機関投資家等の定義の制定
- ・台湾・イタリア租税協定の発効

IV 中国万感

春節聯歡晚会 弁護士 楽 楽

I Lawyer's Eye

中国弁護士 屠 錦寧
 弁護士 濱本 浩平

不正競争防止法改正草案(2016年2月)

2016年2月25日に不正競争防止法(中国語:反不正当竞争法)の改正草案が公表され、3月25日までパブリックコメントが実施されている。同法は、模倣品対策、商業賄賂、商業秘密保護等、事業活動の様々な場面に関連する法律であるものの、現行法は1993年に制定されたもので、当局からみると規定範囲が狭すぎる、処罰が軽きに失するという問題意識があり、また事業者からみると適法な事業活動の線引きが困難、ないし自身の権利保護のために使いにくいという観点からの改正要求があり、2010年以降、改正作業が進められてきていた。今回公表された改正草案は、改正作業が始まってから初めて公にされたものである。

改正草案のポイントは多岐にわたるが、さしあたり本稿では以下の各点に限って特に重要と思われる事項の紹介を行う。

1. 「相対的優越的地位」の濫用規制(改正草案6条、19条)

(概要)

現行法では契約条項に対する規制として「購入者の意思に反して抱き合わせ販売を行い、又はその他の不合理な条件を付すこと」が禁止されているが、改正草案においては当該規定が削除され、新たに「相対的優越的地位」(中国語:相对优势地位)を利用した以下の行為の実施が禁止されるとされている。

- 正当な理由なく取引相手の取引先を制限すること
- 正当な理由なく取引相手が自らの指定する商品を買うよう制限すること
- 正当な理由なく取引相手とその他の事業者との取引条件を制限すること
- 正当な理由なく費用をみだりに徴収し、又は取引相手に対し他の経済的利益を提供するよう不合理に要求すること
- その他の不合理な取引条件を付加すること

本条の規制の対象となるのは「相対的優越的地位」がある場合であるが、これは「資金・技術・市場参入・販売チャネル・原材料の調達等における優越的な地位にあり、取引相手が依存しているために他の事業者へ切り替えることが困難であること」と定義されている。独占禁止法上の「市場支配的地位」にあたらぬ場合もこれに含まれてくると思われるが、如何なる場合に「相対的優越的地位」があるとされるのか詳細は明らかではない。また、問題となる行為を実施する「正当な理由」の有無の判断基準やキャッチオール規定である「その他の不合理な取引条件」に何があたるか等も含め、細則・ガイドラインでの明確化が待たれる。

(制裁)行政処罰として「違法経営額」(後述)の1-5倍の制裁金が課される可能性があり、違法経営額を計算できない場合、制裁金の金額は10-300万人民币とされる。このほか、民事上は①契約条項の無効(契約法52条5号)、②損害賠償義務(改正草案17条1項)という効果が発生すると思われる。

2. 商業賄賂(改正草案7条、20条)

(「商業賄賂」の定義)現行法では単に「事業者が財物又はその他の手段を用いて賄賂を実行し商品を販売又は購

入してはならない」とされており、どのような行為が「賄賂」にあたるかは必ずしも明らかではない。これに対して、改正草案においては、「取引相手又は取引に影響を与える第三者に経済的利益を与え又は与えることを約し、その者をして、事業者のために取引機会又は競争上の優位を得させようとするもの」と定義されている。(i)提供の相手方、(ii)利益の提供の約束のみでも商業賄賂を構成すること、(iii)利益提供の目的の観点から商業賄賂の概念が画されている。なお、例として以下のものが挙げられている。

- ①公共サービスにおいて又は公共サービスに依拠して当該単位、部門又は個人の経済的利益を図るもの
- ②契約・会計証憑に事実の通り記載しないもの
- ③取引に影響を与える第三者に経済的利益を与え若しくは与えることを約し、他の事業者又は消費者の合法的権利利益を害するもの

(従業員が事業者の行為とされる場合)

改正草案では、従業員が商業賄賂を用いて事業者のため取引機会又は競争上の優位を得ようとした場合は事業者が商業賄賂行為を実施したものと取り扱われる旨が規定された。現行法には規定がなく、部門規定(商業賄賂行為の禁止に関する暫定規定)に抽象的な規定が置かれていたのみであったが、改正草案では事業者の行為とされないために「事業者の利益に反して賄賂を収受したこと」の証明が求められていることを踏まえると、事業者の知らないところで従業員により商業賄賂行為が行われないう、教育・抑止体制の整備の重要性が高まると思われる。

(制裁)

現行法では商業賄賂行為に対して 1-20 万人民元の制裁金と違法所得の没収が規定されているが、改正草案では違法経営額の 10-30%の範囲で制裁金を課すとされている。「違法経営額」の計算方法は明らかではないが、独禁法と同様のように売上高が基準とされるのではないかと推測される。

3. その他のポイント

以上のほか、特に注目される点としては以下の点が挙げられる。

- 模倣品対策の観点からは、商品形状、企業・グループ名や略称、屋号、ドメイン・ウェブサイト名、ペンネーム・芸名等も含んだ「商業標識」が広く保護対象にされるとされている点が注目される(改正草案 5 条)。
- 「他人の合法的権利利益を侵害し市場秩序を妨害するその他の不正競争行為」を禁止するキャッチオール規定が新設されている(改正草案 14 条)。その認定は国家工商行政管理総局が行うとされており、また同条項違反には行政処罰(10-300 万人民元の制裁金)が課されることになるため、今後何らかの形で具体化が望まれる。
- 不正競争行為調査の拒絶・妨害に対する行政処罰(2-20 万人民元の制裁金)が明定されると共に、調査方法の面でも現行法には規定されていない差押え・封印が追加されている(改正草案 15 条、30 条)。不正競争防止法に関する調査対応には今まで以上に慎重に行う必要が出てくるように思われる。
- 不正競争行為への協力者に対する処罰規定が追加されている(改正草案 28 条)。不正競争行為に対して製造・販売・保管・運送・ネットワークサービス・技術サポート・広告宣伝・支払決済等の条件を提供することが処罰対象となっている(処罰内容は 10-100 万人民元の制裁金)。不正競争行為の認識があった場合だけでなく、認識すべきだった場合にも処罰されるとされている点が注目される。

不正競争防止法の改正は昨年 9 月に公表された国務院の立法計画では「準備項目」となっており、最終稿に至るには時間を要する可能性もあるものの、今後も立法動向を注視する必要があると思われる。

Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕	
弁護士 濱本 浩平	
弁護士 横井 傑	上海オフィス顧問 繆 媛媛
弁護士 唐沢 晃平	上海オフィス顧問 鄧 翌雲

最新中国法令の解説

<物権法>

最高人民法院による「中華人民共和国物権法」の適用の若干問題に関する解釈(一)

[ポイント] 本司法解釈は、物権法の規定のうち、(i)不動産に関する物権の効力等、(ii)共有物における先買権にかかる具体的内容、(iii)善意取得制度の解釈の指針などの各規定の解釈を示すものである。

(i)につき、不動産の物権変動の効力について不動産登記簿の記載という外形のみを基準とするのではなく、具体的事実関係に基づいて認定する旨を明確にし、従来問題のあった不動産にかかる物権の帰属に関する争いについて民事訴訟によって解決することを明確に示すなどしている。また、(ii)については、物権法が定める共有物の先買権について、「同等の条件」の具体的内容や、権利行使の具体的手続き等について定めている。(iii)については、不動産及び動産の善意取得制度について、善意の挙証責任の所在、善意重過失に該当する典型的類型、善意の認定時点に関する解釈等が定められている。

いずれも物権法の基本的な点に関する重要解釈を示したものであって、本司法解釈の中国民法体系における重要性は極めて高いといえる。

2016年2月22日公布、2016年3月1日施行(法釈[2016]5号)

[原文] [最高人民法院关于适用《中华人民共和国物权法》若干问题的解释\(一\)](#)

<独占禁止法>

独占禁止案件事業者承諾ガイドライン(意見募集稿)

[ポイント] 国家発展改革委員会が公表した、中国独占禁止法第45条に定める事業者承諾制度(調査対象事業者が具体的な問題解消措置行為を行うことの承諾を行い、法執行機関がこれを受け入れた場合は調査の中止または決定を決定するという制度)の適用に関するガイドラインの意見募集稿である。

本意見募集稿によると、法執行機関は調査を行い事実確認をし、独占行為に該当すると法執行機関が認めるに至った後においては、法に従い処理する決定をしなければならず、事業者承諾を受け入れてはならないとされている。また、価格カルテル、商品の生産または販売数量に関するカルテル、販売市場又は原材料調達市場の分割に関する水平カルテル事件については、法執行機関は事業者承諾を受け入れて調査を中止してはならないとされている。なお、それ以外の事件については事業者承諾が行われた場合、法執行機関は調査手続の中止または終了を決定することができるかとされている。

(意見募集期間:2016年2月3日~2月22日)

[原文] [反垄断案件经营者承诺指南\(征求意见稿\)](#)

水平的独占的協定案件リニエンシー制度適用ガイドライン(意見募集稿)

[ポイント] 国家発展改革委員会が公表した、水平的独占的協定案件に関する中国独占禁止法第46条第2項のリニエンシー制度の具体的な運用について定めたガイドラインの意見募集稿である。リニエンシーの申請に当たって

の事前相談制度(第5条)、リエンシー申請における提出書類(第6条)、提出書類が揃わない段階での初歩的報告制度(第7条)など、申請方法(第8条)など、具体的な申請手続のほか、リエンシーが認められるための条件(被疑行為の停止、執行機関への協力等)(第10条)、リエンシーが認められる事業者数(通常の場合は3社まで、事案が重大かつ複雑で、事業者数が多く、さらにリエンシー申請をした事業者が異なる重要証拠資料を提供した場合は、さらに多くの事業者に対してリエンシーが認められることもありうる(第12条。))、リエンシーの効果(法執行機関は罰金を減免することができることとされており、第1順位は全額免除または80%以上の軽減(ただし当局の調査開始前の申請で第1順位の場合は全額免除)、第2順位は30-50%の軽減、第3順位以下は30%以下の軽減とされている(第13条)。また、違法所得の没収に関しても減免の可能性があることとされている(第14条。))、リエンシーに関する事業者への告知や行政処罰決定書の公開(第15条)、法執行機関の秘密保持義務(第16条)について定めがなされている。

(意見募集期間:2016年2月3日~2月22日)

[原文] [横向垄断协议案件宽大制度适用指南\(征求意见稿\)](#)

知的財産権の濫用に関する独占禁止法執行ガイドライン(国家工商総局第7稿)

[ポイント] 中国独禁法のうち、知的財産権の濫用に関する法令の適用について規定するガイドラインの意見募集稿であるが、国家工商行政管理総局(SAIC)の作成にかかるものである。SAICは2009年よりこのガイドラインの作成に着手しており、今回は第7稿に関する意見募集である。なお、2015年12月31日付には、国家発展改革委員会(NDRC)が、中国独禁法の執行について統括している国務院反独占委員会の名義で、同趣旨のガイドラインの意見募集稿を公表しており、例えばセーフハーバー基準に関して、SAICのガイドライン案では従前より水平合意の場合は合計市場シェアが20%以内又は他に代替的技術が少なくとも4つ存在すること、垂直合意の場合はいずれも30%以内又は他に代替的技術が少なくとも3つ存在すること、とされているのに対し、NDRC作成のガイドライン案によると水平合意については合計15%以下、垂直合意については各25%以下とされており、ずれが生じている。

この点、知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止に関するガイドラインは、独占禁止法の執行の実務を担っているNDRC、商務部(MOFCOM)及びSAICがそれぞれの所掌範囲に関するガイドラインを起草し、国務院反独占委員会弁公室に提出することとされており、今後、MOFCOM作成の意見募集稿(主に、SAIC案、NDRC案において省略されている知的財産権にかかる企業結合に関する部分にかかる意見募集稿になるものと思われる。)が提出された後、統一的なガイドラインの作成がなされることを見込まれている。

3つの独占禁止法執行機関のすべてに適用のある統一的ガイドラインが成立した場合、その重要性は非常に高く、今後の動向が注目される。

(意見募集期間:2016年2月4日~2月23日)

[原文] [关于滥用知识产权的反垄断执法指南\(国家工商总局第七稿\)](#)

<不正競争防止法>

中華人民共和国不正競争防止法(改正草案審議稿)

本号のLawyers' Eyeにおいて紹介をしているためそちらを参照されたい。

(意見募集期間:2016年2月25日~3月25日)

[原文] [中华人民共和国反不正当竞争法\(修订草案送审稿\)](#)

<無許可経営>

無許可証経営調査取締弁法(意見募集稿)

[ポイント] 営業許可証やその他個別の許可証を取得せずに行われる事業活動の取締に関する法令であり、現行の「無許可経営調査処罰取締弁法」(中国語:无照经营查处取缔办法)に替わるものとして制定作業が進められて

いる。新法の下では①営業許可証を取得せずに行われる事業活動(例えば法人や分公司を設立せず事業を行う場合。中国語:无照经营)と②個別の許可証を取得せずに行われる事業活動(中国語:无证经营)という2つの概念が設定され(現行法では区別されていない。)、前者については違法所得の没収及び5000人民元以下の制裁金、後者については違法経営額の5-10倍(人体の健康、公共安全、環境に関わる許可証の場合)、又は1-5倍(それ以外の許可証の場合)の制裁金とされており、厳罰化の方向が示されている。

(意見募集期間:2016年2月1日~3月10日)

[原文] [无证无照经营查处办法\(征求意见稿\)](#)

<適格国外機関投資家に関する外貨管理の緩和>

適格国外機関投資家国内証券投資外貨管理規定

[ポイント] 本規定は、QFII機構の投資額の上限を緩めるものであり、機構の資産規模等に応じた一定の比率に基づく投資額が基準とされることになった。また、QFII機構の投資額内での投資申請は届出管理が実施されることになり、投資額を超える場合のみ外貨管理局の許認可が実施されることになった。

2016年2月3日公布、同日施行(国家外貨管理局公告[2016]第1号)

[原文] [合格境外机构投资者境内证券投资外汇管理规定](#)

<インターネット出版サービス>

インターネット出版サービス管理規定

[ポイント] 画像・地図・ゲーム・アニメーション・動画等を含むインターネット上でのコンテンツ配信サービスを包含する概念である「インターネット出版サービス」について国家新聞出版放送映画テレビ総局(SAPPRFT)による規制の基礎となる法令であり、それまでの「インターネット出版管理暫定規定」(中国語:互联网出版管理暂行规定)に変わるものである。インターネット出版サービスを行うためには100%中国資本であること、中国国内にサーバーを設置することを要求している点ではこれまでの実務を修正するものではないと思われるが、外国企業や外資が入った中国法人が中国国内で配信を行うための中国企業との提携にあたってSAPPRFTの事前認可の取得を要求している点は新しく、当該制度の運用には留意が必要である。なおSAPPRFTへの電話照会によると、3月21日時点ではまだ当該制度の運用について細則の準備中とのことである。

2016年2月4日公布、2016年3月10日施行(国家新聞出版放送映画テレビ総局・工業情報化部令第5号)

[原文] [网络出版服务管理规定](#)

<ハイテク企業の認定>

ハイテク企業認定管理弁法

[ポイント] 本弁法は、産業の進歩が日進月歩である現在において、時代の発展に合わなくなっていた業態の捕捉の仕方を修正し、中小企業の保護を強化するため、認定基準の見直しを行ったものである。例えば、売上高に対する研究費割合の基準につき、大企業・中企業の比率は据え置かれたが、小企業の比率が引き下げられている。

2016年1月29日公布、2016年1月1日施行(国科発火[2016]32号)

[原文] [高新技术企业认定管理办法](#)

<特許行政法執行操作マニュアル(試行)>

「国家知識産権局による「特許行政法執行操作ガイドライン(試行)」の公布に関する通知

[ポイント] 本ガイドラインは、修正された「特許行政執行弁法」に合わせ、全国の知的財産権システムにおける特許行政執行作業を規範化するために、制定された。旧法の「特許行政執行操作ガイドライン(試行)」は同時に失効する。本ガイドラインでは、電子商務領域での特許侵害紛争処理の章が新しく設けられている点などに特徴がある。

2016年2月4日公布、同日施行(国知発管字[2016]10号)

[原文] [国家知识产权局关于印发《专利行政执法操作指南\(试行\)》的通知](#)

<インターネット購買のクーリングオフ>

インターネット購入商品の7日間のクーリングオフガイドライン(意見募集稿)

[ポイント] 本ガイドライン(意見募集稿)は、「消費者権益保護法」に基づく7日間のクーリングオフ規定のガイドライン案である。消費者は、インターネットを通じて商品を購入した場合、商品を受け取った日から7日以内に理由を告知することなく返品ができる。インターネットプラットフォーム提供者についても、インターネット販売業者が当該クーリングオフ義務を履行するように監督管理する義務が負わされている。

(意見募集期間:2016年2月4日~2016年2月23日)

[原文] [网络购买商品七日无理由退货指引\(征求意见稿\)](#)

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

Ⅲ 台湾法令アップデート

弁護士 若林 耕
台湾弁護士 吳 曉青

最新台湾法令の解説

<独禁規制>

カルテル認定に関連する通達

〔ポイント〕台湾公平取引委員会は、カルテルの認定に関する新たな通達を公布した。同通達によれば、カルテルに参加する事業者の市場シェアの合計が10%に達していない場合、生産、商品の取引、またはサービスの需要・供給に関する市場機能に影響を及ぼさないとみなす。ただし、カルテルの主要な合意内容が商品またはサービスの価格、数量、取引相手または取引地域の制限である場合は、この限りではない。

2016年3月1日公布

〔原文〕 [公法字第 10515600941 號令](#)

<アンチダンピング関税措置>

「相殺関税及びアンチダンピング税の課徴実施弁法」の改正

〔ポイント〕台湾財政部はアメリカ・EU の関連法令を参考に、「相殺関税及びアンチダンピング税の課徴実施弁法」を改正した。今回の改正により、相殺関税またはアンチダンピング税の調査の申請案にかかる関税税率委員会の審査期間が、改正前の40日から30日までに短縮された。また、不明な外国生産者、輸出者及び台湾の輸入者が自ら調査を受けることにかかる規定が追加された。なお、アンチダンピング措置の申請の乱用を防ぐため、調査終了のアンチダンピング案件につき、申請者は1年以内に同事由で調査を申請してはならない規定が追加された。

2016年2月2日改正、同日施行

〔原文〕 [平衡税及反傾銷税課徴實施辦法](#)

<金融商品規制>

機関投資家等の定義の制定

〔ポイント〕台湾金融監督管理委員会は、金融消費者保護法に定める機関投資家等(中国語「專業投資機構」)の定義を制定した。金融消費者保護法によれば、機関投資家及び一定の経済力または専門知識を有する個人あるいは法人につき、同法に定める消費者保護規定を適用しない。今回制定された定義によれば、機関投資家とは、①台湾国内外の銀行業、証券業、先物業、保険業、ファンド管理会社及び政府投資機関、②台湾国内外の政府系ファンド、年金ファンド、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト、金融サービス業者が特定法令に基づき管理するファンドまたは金融消費者の委託を受け管理した投資資産、③その他主務官庁が認定する機関をいう。また、金融消費者保護法の適用が排除される「法人」とは、当該金融商品の提供を受ける際の直近の財務諸表における総資産が5,000万台湾ドル超であること(銀行からデリバティブの提供を受ける場合は1億台湾ドル超)。また、同法の適用が排除される「一定の経済力または専門知識を有する個人」とは、特定金融商品規制により専門投資家として金融商品の提供を受ける個人であり、その金融商品の範囲内に限って金融消費者保護法の適用が排除される。

2016年2月2日公布

〔原文〕 金管法字第 10400555610 號令

＜租税協定＞

台湾・イタリア租税協定の発効

〔ポイント〕台湾とイタリアとの間で締結された「台湾とイタリアにおける所得税の二重課税回避及び脱税の防止に関する協定」(台湾・イタリア租税協定)は双方の承認手続きが完了したため、2015年12月31日より発効した。同租税協定の適用対象は、台湾とイタリア税法に定める居住者(企業と個人を含む)とされ、適用税目は所得税とされる。主な減税・免税措置は、事業利益と財産取引所得につき免税、投資所得(株式配当等)の税率上限が10%とされる。

2015年12月31日発効、2016年1月1日施行

〔原文〕 駐義大利台北代表處與義大利經濟貿易文化推廣辦事處避免所得稅雙重課稅及防杜逃稅協定



中国万感



【春節聯歡晚会】

弁護士 楽 楽

春節(旧正月)からあつという間に1か月が過ぎ、時機に後れた感は否めないが、春節ネタを一つ。

中国の春節と言えば爆竹が有名だが、大晦日のTVプログラムである「春節聯歡晚会」も風物詩である。中国の国営テレビである CCTV が1983年から放送している、大晦日の夜8時から始まる年越し番組である。日本で言えば、NHKの紅白歌合戦みたいなものであるが、紅組と白組とに分かれての歌合戦ではなく、歌手によるライブもあるが、漫才、コント、京劇、マジックショーなどいろいろなジャンルのエンターテイメントが放送される。中国では、一家団欒して、この春節聯歡晚会をだらだら見るのが大晦日の典型的な過ごし方である。毎年の視聴率は、集計の仕方によってまちまちであるが、本当かウソか、90%を超えるという結果も出ている。

今年は、いつも北京で春節を過ごす両親が日本に来たので、我が家でも、10年ぶりくらいに春節聯歡晚会を見た。久しぶりに中国のテレビショーを見たので、個人的には結構面白かった。しかし、出てほしいタレントが出てこなかったとか、見たい演目が入ってなかったとかで、両親をはじめ、中国国民の反応はかなり悪いようで、全然面白くなかった旨のコメントがネット上で溢れかえっていた。そのコメントがなかなか皮肉たっぷり、ある意味春節聯歡晚会よりも面白かったので、二つほどご紹介を。

- 「朝鮮的导弹水平接近中国了，中国的晚会水平接近朝鲜了。」
和訳：北朝鮮のミサイル技術は中国に迫ってきたが、中国のエンターテイメントのレベルは北朝鮮に迫っている。
- 「只要坚持看完春晚，今年没有过不去的坎。」
和訳：くじけずに春節聯歡晚会を最後まで見れば、今年乗り越えられない苦難はない。

以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)
弁護士 中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
弁護士 若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.comまでご連絡下さいますようお願いいたします。
 - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins7.html>にてご覧いただけます。